

平成25年度第1回から第4回特別職報酬等審議会議事録（要点記録）について以下のとおり掲載します。

なお、審議会資料については、情報公開コーナー（庁舎1階）に備え付けております。

平成25年8月30日

平成25年度第1回河南町特別職報酬等審議会議事録

日時 平成25年5月30日(木) 19時～20時

場所 河南町役場2階 201会議室

出席者 榎野日出男会長、廣野清枝委員、阪上勝彦委員、山口利昭委員、奥埜明夫委員

事務局 総務部人事財政課 木矢部長、渡辺課長、田中課長補佐

- 1 委嘱状交付
- 2 町長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長選出 榎野日出男氏
- 5 諮問 特別職の報酬等について諮問  
(諮問後、町長退席)

6 審議会資料について事務局から説明

- 資料1 特別職等報酬の改定経過
- 資料2 近隣市町村特別職の報酬及び退職手当比較
- 資料3 近畿地方類似団体別各数値比較
- 資料4 府内市町村長の給料月額
- 資料5 府内副市町村長の給料月額
- 資料6 府内教育長の給料月額
- 資料7 府内市町村のラスパイレス指数等
- 資料8 平成25年第1回定例会の提案概要
- 資料9 特別職の退職手当改正
- 資料10 府内退職手当条例の改正について
- 資料11 平成22年度特別職報酬等審議会答申
- 資料12 河南町特別職報酬等審議会条例

事務局 それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。今回、町長、副町長の退職手当を審議していただくわけですが、教育長の退職手当についても、ご意見をいただけたらと考えております。それでは、審議会に諮問するに至った経緯から説明させていただきます。資料の8をお開きいただきたいと思います。

平成25年 第1回定例会におきまして、町長及び副町長の退職手当、教育長の退職手当、職員の退職手当に関して、3本の条例改正について、町議会に上程させていただきましたが、3条例とも賛成少数により否決されました。条例提案の内容ですが、まず、一番下の「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」であります。これは、国家公務員退職手当法が改正され、平成25年1月から施行されました。内容は、民間と国家公務員の退職手当を人事院が比較しまして、民間の退職手当が約2,500万円であるのに対し、国家公務員の退職手当が約2,900

万円と平均で公務員の方が、403万円高いという結果が出ました。そこで、国家公務員の退職手当を減額されました。これを受けまして、地方公共団体である市町村の退職手当についても、403万円を引き下げるため、条例を改正するものであります。削減率でいいますと17%の減額であります。そこで、職員の退職手当を削減するにあたり、特別職である町長、副町長、教育長も自発的に退職金を削減すべきであるとの判断から条例改正を提案されました。一番上の町長及び副町長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。今現在、町長は給料月額10%、副町長は3%を削減しておりますが、それに加えて、さらに10%を削減するものであります。次に、河南町教育委員会の教育長の給与、旅費並びに服務に関する条例の一部を改正する条例ですが、これも今現在、教育長は、給料月額3%を削減しており、それに加えて10%を削減するものであります。以上の3条例改正を3月議会に上程いたしました。町長、副町長、教育長の退職手当については、特別職報酬審議会に諮り、その答申を得る必要があるのではとの指摘もあり当審議会に諮問されたものであります。そこで、まず3月議会に提案した内容を説明させていただきたいと思いますが、資料1をご覧ください。特別職の報酬の改定経過であります。今現在は、町長の条例上の給料月額は、84万円であり、副町長が70万円で、教育長は67万円であります。しかし、現下の非常に厳しい財政状況を受け、町長は、報酬の10%をカットし、75万6千円あります。副町長は、3%をカットし679,000円で、教育長も3%をカットし、649,900円となっております。これは、平成22年に報酬審議会の答申を得まして、平成26年3月までは、この金額であります。従いまして、来年の3月に任期を終えます町長につきましては、この給料となります。それでは、資料の9をお開きください。これは、この3月議会に提案した退職手当に関し、具体的な退職金額を示しております。退職手当の計算方法ですが、給料月額に在職月数を掛けました、それに割合を乗じて計算いたします。町長の場合ですと、84万円に1期4年で48ヶ月の在職月数を掛けまして、その45%が退職手当となり、町長の場合ですと、1期4年を務めると18,144,000円の退職手当となります。しかし、先程説明いたしましたように、町長は、給料月額を10%カットしておりますので、756,000円に在職月数を掛けて割合を乗じると16,329,600円となります。条例が改正されない場合は、これが来年3月の退職手当となります。3月議会では、退職手当を10%削減するというので、14,696,640円となります。これは、本来の退職手当と比較しますと、3,447,360円の減額であり、削減率にいたしますと19%となりますので、職員と比較した場合でも遜色がないものと提案されたものであります。次に副町長、教育長ですが、同じような計算で行いますが、数字は省略いたします。ここまでは、経過となります。それでは、具体的に府下の町村及び南河内の市の特別職の退職手当であります。資料2お開きください。昨今では、選挙など

の公約において、退職手当を削減している自治体が多数ございます。まず、富田林市は、今年の1月に職員の退職手当のカットに合わせて、市長もカットされております。市長の退職金は14,544千円であります。河内長野市では、20,400千円、松原市は19,968千円、羽曳野市は、14,266千円、藤井寺市は、退職金の支給はありません。大阪狭山市は、17,496千円。次に町村ですが、島本町が7,600千円、豊能町が7,422千円、能勢町が17,472千円、忠岡町が13,608千円、熊取町が10,944千円、田尻町が9,389千円、岬町は、7,220千円、太子町は、14,515千円、河南町が16,330千円、千早赤阪村は、8,122千円となっております。市町村において、非常にバラツキがございます。次に近畿地方の人口規模等類似団体の退職金であります。一番上が河南町であり、類似団体と比較しますと順位的に1番高額となっております。

## 7 審議

会 長 何かご意見、ご質問などがありましたら、承りたいと思います。

委 員 退職金減額について、議会でどれくらいの割合で否決されたのでしょうか。

事務局 議員が12名で議長を除くと11名のうち、6対5で否決となりました。僅差で否決されました。その理由の一つに、このような報酬審議会の意見を聞かずに議題にしたので、一度このような機会で話し合うことを提案されました。

委 員 広報にのっていた、議会の内容が、賛成反対しか、載っておらず、もう少しどのような意見があつて否決されたなどわかればよいと思う。

委 員 町長、副町長、教育長が特別職にあたるのですか。

事務局 はい、地方公務員の特別職は、町長、副町長のことをいいます。また教育長もそれに、準ずるものとして今回考えております。

委 員 前回の議会でどのような意見がありましたか。

事務局 給料の下げ幅が小さいなどの少数意見もありました。

委 員 資料3、資料9について聞きたい。議会で否決されたのは資料9の③1469万の分が否決されたのですか。

事務局 そうです

委 員 我々は③1469万の方で審議すべきですか。

事務局 いえ、それは、現状の退職金②1632万でお考えください。③1469万はあくまで3月議会で上程させてもらった経過の中での話としてご認識ください。

委 員 審議会の答申は何か強制力はあるのですか。

事務局 強制力はないですが、その答申を重きに考えていきます。

委 員 職員のほうの退職金はどうですか。

事務局 職員の退職金の減額は避けては通れないと考えます。  
国家公務員の給料に準じて給料を決めます。

- 委員 特別職の給料の増減をきめる際、必ず審議会を開かないといけないものですか。
- 事務局 審議会は町長の独断で給料を上げることを抑制するために、審議会で話し合う事が特に重要なのですが、減額に関しては、審議会を開かない自治体もございます。しかし、その適正な価格を第三者の方の意見をお聞きすべきということで今回、審議会にお願いするものです。
- 委員 町長の公約には、町長の退職金カットの項目はありますか。
- 事務局 マニフェストにはなかったと記憶しております。
- 委員 資料2の他の市町村の比較では町長の退職金は多いように思います。
- 事務局 町長は給料を10%カットして、退職金も10%カットしております。
- 委員 ただ周りの類似団体に比べたら、1400万に下がったとしても、そこまで安くない額だとは思いました。
- 委員 河南町は、毎年税収は減っていますか。
- 事務局 年々税収は減っていると思います。
- 委員 平成19年以降は職員の給料は据え置きですか。それとも減っていますか。
- 事務局 職員の給料は人事院勧告に基づいて決めておりますので、年々下がってきております。平成19年20年は据え置き、21年には年収ベースで2.4%減額しております。22年にさらに1.5%、23年には0.2%、削減しております。職員はさがっております。
- 会長 ある程度、今回の諮問内容について、ご理解を頂けたと思います。町議会での審議はそれとして、当審議会としては独立した組織として客観的な指標をもとに審議出来ればと思います。本日はこの辺で閉会させていただきます。委員の皆様におかれましては、資料等を熟読していただき、次回の審議会で色々ご意見をいただきたいと思っております。
- それでは、次回の日程ですが、できましたら来週あたり、にもう一度お願いしたいのですが、いかがでしょうか。
- 事務局 次回6月6日（木）午後7時～お願い申し上げます。
- 会長 次回に、ある程度方向性を決めていきたいと考えております。それでは、次回の審議会の日程は、6月6日（木）午後7時からです。
- 本日はありがとうございました。

平成25年度第2回河南町特別職報酬等審議会議事録

日時 平成25年6月6日(木) 19時～20時

場所 河南町役場2階 201会議室

出席者 榎野日出男会長、廣野清枝委員、阪上勝彦委員、山口利昭委員、奥埜明夫委員

事務局 総務部人事財政課 木矢部長、渡辺課長、田中課長補佐、桶本係長

審議

会長 第2回を開催します。

委員 今回、6月議会までに審議会で話がまとまらない場合はどうなりますか。

事務局 審議会で答申をいただいたおりに、議会で上程させていただきます。

しかし間に合わない場合は9月議会になります。6月議会に上程するのであれば6月13日がリミットになります。

委員 いままで審議会で特別職の退職金を扱ったことはありますか。

事務局 いえ、今回が初めてです。

委員 質問があります。職員の給料の下がり方をおしえてください。年度別に。

事務局 人事院の勧告をもとにしております。平成11年は△1.5%削減しております。12年は△1.1%、13年が△0.2%、14年が△2.3%、15年が△2.6%、16年が据え置き、17年が△0.1%、18年が据え置き、19年がプラス0.7%、20年が据え置き、21年が△2.4%、22年が△1.5%、23年が△0.2%、24年が据え置きです。

もとの給料から12%減です。

委員 町長の手腕は評価出来るが一般職の給料が削減される中で町長の給料はやっぱり、大阪府下の他の市町村に比べて、高いと思います。

大阪府の町の中でも2番目に高いですね。

委員 10パーセントをカットしているが、元の給料が高いので、下がったという実感が無い。

事務局 町長の報酬については、前回の選挙後、22年に答申をいただいております。

町長が当選した22年～26年3月まではその給与でいきますと決めておりますので給与本体の減額は、今後の問題としまして、今回は一般職員の退職金カットに伴い、町長の退職金が適正かどうかを審議していただきたいと思っております。

委員 それでは、退職金計算の支給率を100分の45の割合を減らすべきでは。

事務局 3月議会では、100分の40.5で上程いたしました。

委員 それでも周りの自治体に比べて高いですね。

会長 資料を見る限り1000千万円～1300万円くらいが目安ではないでしょうか。

事務局 表2のデータをみる限りそのくらいが真ん中の数字になりますが、島本町など

のように、首長が選挙の公約として退職金カットを約束している場合などがあります。

委員 類似団体の町村も横並びではなく、町村によってかなり金額に開きがあるので、判断しにくいですね。

事務局 おっしゃるとおりだと思います。

委員 副町長、教育長については触れますか。

事務局 教育長は別としまして、副町長は基本的には答申の対象となります。

委員 一度、会長の方で検討していただいてはどうですか。

会長 わかりました。今回はこのあたりで終わらせていただきます。

事務局 また、再度お集りいただくときは、よろしく願いいたします。

平成25年度第3回河南町特別職報酬等審議会議事録

日時 平成25年7月23日(火) 19時半～21時

場所 河南町役場2階 201会議室

出席者 榎野日出男会長、廣野清枝委員、坂上勝彦委員、山口利昭委員、奥埜明夫委員

事務局 木矢総務部長、渡辺課長、桶本係長

審議

会長 前回審議会から少し時間が経ちましたので、事務局から少しおさらいをしてもらいます。

事務局 資料1をみていただきますと、特別職の報酬の改定経過があります。

町長の報酬は84万円から平成19年に10%削減し、75万6千円の月額報酬になっております。22年にも報酬審議会を開きまして、その結果据え置きで75万6千円になっております。

資料2をご覧ください。近隣市町村の特別職の報酬及び退職金を記載しております。月の報酬においては、こちらにのっておる類似市町村10町村中3番目になっております。また退職金については10町村中2番目となっております。

資料3は河南町と同じ規模の市町村のデータを載せております。

また資料10では初回の審議会の議事録をまとめています。

資料11では第2回目の審議会の議事録をまとめ、その際、町長の給料自体が高いという意見が出ましたが、今回は町長の退職金について審議していただければと思っております。

会長 私の意見として、町長の退職金削減の割合について何案か作成しましたので、事務局から説明したいいただきます。

事務局 資料の5をご覧ください。市町村長の退職手当10町村で高い順にのせております。河南町は2番目です。河南町案1は3月議会で可決された内容で、10パーセントカット1469万7千円となります。この金額でも2番目という形になります。その他、会長からいただいた案(さらに削減した数値)河南町案2といたしまして、20パーセントカットし、支給率が100分の45を100分の36になり、1306万4千円で4番目。

その下、案3といたしまして、支給割合10ポイントを削り、100分の35にすればどうかということで1270万1千円、この金額も4番目となります。

案4、30%カットした場合は100分31.5と1143万1千円。

案5、支給割合15ポイントを削り、100分の30にすれば1088万6千円、順位は5番目になります。以上が会長と協議した5つの案で、皆様に提案させていただきます。

会長 議会での議事録をみて、正直少し、がっかりいたしました。議員の方々の中には



退職金は給与の後払い的な性格があり、それを下げてしまうと仕事へのモチベーションがさがるといった今回の議題に消極的な意見が多数ありました。しかし、退職金が給与の後払い的な性格という考え方は、経済成長率が2ケタ時代の発想であり、また、今回の諮問とは直接関係はないが、年齢の高い職員の給与削減について、現在の民間企業の給与体系からみても反対する発想は全く相いれない。この2点だけをみても、内容を理解されているのかどうか。

委員 退職金は成功報酬として受け取って当然だと思いますが、ただ河南町の税収は減っているのだから、それに伴い町長の報酬を減らすのは当然だと思います。そうなれば議会議員の報酬も見直すべきではないですか。

会長 町長の実績をどう評価するかこれもしっかり考えたい。他市町村の首長に比較してもその情報発信力といいますか、行動力については、かなり高く評価出来ると思います。そうした点からすれば前回議会に提案された10パーセントカットは適当といえる。しかし、職員の退職手当の状況や税収などを考えると引き下げる必要がある。

私の意見としましては、10町村の4番目このあたりが妥当ではないかと考えます。

委員 では、案2、案3、案4あたりということですね。

会長 どうですか、前回議会で否決されましたが、今回はいけそうですか。

事務局 今回は、報酬審議会を開き、色々と議論をいただいた結果、答申に基づき議案上程いたします。最終的には、議会の判断になると思いますが、手続きを踏んでの上程となりますので。

会長 その案2、3、4についてどうですか。

事務局 他市町村との比較をある程度の根拠としております。実際他の市町村にしても、なぜその金額になるという絶対的な根拠はないと思います。従って、各委員皆さんの世間一般的な常識をもって決めていただいて結構だと思います。

会長 それでは、いろいろ議論をしてきましたが、町長については、100分の35ということで答申をしたいと思います。大阪府下で4番目の水準になります。副町長については、3月議会で上程した内容で大阪府下5番目となり、それ以上引き下げる必要はないと思います。参考に教育長におきまして3月議会で上程した内容で大阪府下5番目となり、それ以上引き下げる必要はないと思いますが、いかがでしょうか。

委員 異議ありません。

会長 それでは、これまでの審議経過を踏まえ答申案を作成することとします。その案をもって最終的に協議させていただきます。

事務局 次回には、町長に案を提出します。日程はいつがよろしいですか。

委員 8月5日、6日あたりが都合いいのですが、いかがでしょうか。

事務局 8月5日、6日あたりですね、町長の日程がまだ分からないので、こちらで調整して、追って連絡いたします。それでは本日はありがとうございました。

平成25年度第4回河南町特別職報酬等審議会議事録

日 時 平成25年8月5日（月）18時半～19時

場 所 河南町役場2階 201会議室

出席者 榎野日出男会長、廣野清枝委員、坂上勝彦委員、山口利昭委員、奥埜明夫委員

事務局 渡辺課長、桶本係長

（答申案最終確認）

事務局 これまでの審議の結果、退職手当の支給割合をさげる方向で考えていただきました。支給割合100分の35が類似団体と比較した結果妥当だと決定していただきました。今回の答申では支給割合を下げ、月の給与の引き下げは行っていませんので、そのあたりを総合的に今後は見直していく必要もあるのではないかと意見もありましたので、それも少し記載させていただきました。また議員の報酬も見直す必要があるとの意見もありましたので、それについては別途、審議会で行う場合がある旨も答申の最後に少し付け足しました。以上で答申の案についての説明を終わらせていただきます。

委 員 答申の下から3行目あたりで少し、気になるのが、今後、大型建設事業もあるので財政状況が少し厳しいとありますが、それは今回の答申には必要ないので削ってはどうか。

事務局 そうですね。それではその部分を削除します。この案で答申を行ってよろしいですか。

会 長 結構です。

事務局 今回の答申は、退職手当に関する答申ですが、審議の過程でもありましたように、本来、特別職の給与等を総合的に判断する必要があるとのご指摘もありましたので、今回の引下げについては、附則により改正させていただきたいと思っておりますのでご了解をお願いします。

【答申】

会 長 5月30日に諮問をいただき、4回にわたり審議いたしました。途中、参議院選挙等もございまして答申が遅くなりました。それでは、答申の要点を読み上げさせていただきます。

町長から諮問のあった特別職の退職手当について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

特別職（町長・副町長）の退職手当の額等については、次のとおりとします。

|     |        |             |
|-----|--------|-------------|
| 町長  | 支給割合   | 100分の35     |
|     | 退職手当の額 | 12,700,800円 |
| 副町長 | 支給割合   | 100分の22.5   |
|     | 退職手当の額 | 7,333,200円  |

改定の時期については、「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」の施行日である平成25年10月1日とするのが適当だと思います。

町長 お忙しいなか、お集まりいただき審議していただきありがとうございます。この答申を真摯に受けまして、9月議会に条例改正案を上程し可決していただけるよう努力させていただきます。

委員 今回の内容は、難しい審議でした。

町長 そうだと思います。本当にお疲れ様でした。

会長 お疲れ様でした。また、今回の審議の結果と内容はおってホームページで公開いたします。細かい字句の修正については、事務局と相談させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、長期に渡りご審議を賜り、ありがとうございました。